

第 21 回理事会議事録

平成 29 年 2 月 27 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第 21 回理事会議事録

1. 招集年月日 平成 28 年 10 月 24 日 (月)
2. 開催場所 「田中田村町ビル 5 階 5 D 室」
東京都港区新橋 2-12-15
3. 開催日時 平成 29 年 2 月 27 日 (月) 午後 3 時
4. 理事現在数 4 名
5. 出席理事数 4 名
(出席者) 鎌田 ケイ子、小林 悦夫、炭谷 茂、鶴 精三
(監事出席) 高橋 忠夫

6. 概要

事務局から理事現在数 4 名中、出席者は 4 名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

次に、炭谷代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行い、定款第 37 条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第 45 条に基づき、炭谷理事長、高橋監事とする。

7. 議案等

(1) 第 1 号議案

「平成 29 年度事業計画書及び予算書」の件

(2) 第 2 号議案

「顧問の選任」の件

(3) 報告事項等

- ① 「職務執行状況報告（理事長）」
- ② 「職務執行状況報告（常務理事）」

◎ 第 1 号議案 「平成 29 年度事業計画書及び予算書」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第 7 事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日迄となること。
- (2) 平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間の見直し（「3 カ年方針」）に基づいて従来事業の見直しと新規事業の立ち上げ等事業の転換を進め

てきたが、平成 29 年度から平成 32 年度にかけては 4 カ年方針に基づき事業を進める。

「4 カ年方針」においては、従来からの事業の大半が 4 年後には実質的に完了または規模半減となるが、老後支援や二世の自立支援等のニーズは相対的に拡大すると予測され、それに対応した事業展開を目指す。

また、指定寄付金運用益の用途制限の問題や、国からの委託事業の規模縮小による本部管理費の配付先縮小の問題等、援護基金の財政と組織維持に係わる問題も深刻化が予想され対応を迫られる。

平成 29 年度では、相応しいペースで従来事業の縮小・整理を進め、老後支援事業については、これまでの試みを一旦総括して、持続可能な方向性を見出す年とする。二世の自立支援については、実態調査を進め、今後実施可能で有効な支援策の策定につなげることとしたい。

- (3) 例年通り財政均衡に努める。帰国者問題に対する社会の関心が低下していることもあり寄付金収入の増加を見込むのは難しいが普及啓発活動を強化することで減少傾向に歯止めをかける努力を続けたい。運用収益は、為替レートにより収益が大きく変化するが、冒険は避け安定的な収益を目指し引き続き堅実な運用を図る。支出面では、無駄削減、合理化の努力を続ける。

援護基金全体の資金繰りの面で厳しさが増している。事業安定化準備資産を取り崩さないよう収支均衡を目指す。不測の事態に備えるため資金不足が生じた場合、最大で 1 千 5 百万円の取り崩しの承認を求める。

- (4) 「公 1」の 3 事業、「公 2」の 13 事業の各々について、平成 29 年度事業計画を説明した。

- (5) 予算書についてポイントを説明した。

各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

質疑 1 (鶴理事)

旅行業者とタイアップして中国の今昔を理解してもらう仕掛けを事業として行ってはどうか。

(基金)収益につながる事業があれば強い基盤となるのでアイデアを教えてください。

質疑2（高橋監事）

外国からの技能者研修制度は管理団体がなくうまくいかない。介護・看護の良い受け入れ管理団体がなく、援護基金は国ともつながりがあるので受入を検討したらいかがか。帰国者問題が国民から忘れられている。事業化して年に一回会費を取ってイベントを行ったらどうか。また、出版事業の介護用語集はPRできる。介護用語集の普及版を作ったらいかがでしょうか。PRの仕方や作り方によっては需要があるのではないか。

質疑3（鎌田理事）

訪問介護ステーション寿星がうまくいかないことが非常に残念である。初めから申し上げていたと思うが、訪問介護事業は基本的に地域密着である。ある程度予想したことだが、訪問介護事業を休廃止とする方向にあるようだが、なぜ休廃止にするのかについてきちんと文章化する必要がある。高齢化対策のために初めて手がけた事業なので、これが発展していけば指定寄付金の運用益が使用できない不備はあっても、赤字を出さずに済めば運営することはできるので続けていただきたい。それを実施することで高齢化対策として何ができるのかということ、次の段階で発展させてほしい。二世を調査したいとおっしゃるが、一世を何とかしないといけない。基本的データを基に一世を考えるのが先である。

（基金）平成28年度はホームヘルパー派遣事業がどんどんつぶれている。別途、介護報酬が概ね4.5%減額されて寿星が典型だが小さいところから直撃を受けて倒れている。余程工夫して運営しないと赤字はなかなか防げない。

今年度後半は、地域にヘルパーが増えて少し分散が進み、比較的近距离で訪問介護するケースが増えてきた。

以上、第1号議案及び不測の事態の際の事業安定化準備資産の取り崩しの了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「顧問選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第36条第3項の規定に基づく理事会決議事項である当財団顧問の選任について、次のとおりとすること。

選任：竹之下和雄

任 期：平成29年4月1日から平成30年3月31日
報酬月額：顧6号 200,000円（月8日間勤務の場合）

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎報告事項等

（1）職務執行状況報告（炭谷理事長、第19回臨時理事会以降）

炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。

概ね毎月一、二回、常務理事（事務局長）、顧問等から報告を受け必要事項について決裁を行った。

主な職務執行については、次のとおり。

1. 理事会、評議員会の資料、議事録等の決裁と署名及び関係当局への届出に伴う諸々の決裁。
2. 中国帰国者定着促進センター閉所に伴う、諸規程の改正の決裁。
3. 団体助成委員会関係資料の決裁及び出席。
4. 中国帰国者定着促進センター閉所に伴う、諸規程の改正の決裁
5. 訪問介護ステーション寿星の管理者の病気等による退職に伴う人事決裁。
6. 今年度第3回集団一時帰国及び中国政府担当官来日の歓迎会出席。
7. 援護基金保有債券の満期償還等に伴う売買の決済等。

（2）職務執行状況報告（小林常務理事）

通常の職務についての報告の他、次の件について報告した。

1. 遺言公正証書による寄付について

遺言公正証書について、金田充男法律事務所に、土地・建物の現況、預貯金の残高及び遺言執行に関する諸状況等について調査を依頼した。土地・建物については、相続しても援護基金として使い道がなく取得・維持するだけで費用がかさむことを考慮して土地・建物は相続しない方向で調整している。

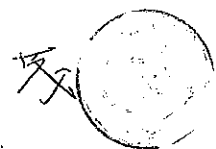
以上をもって第 21 回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を
宣し解散した。(閉会時間：午後 4 時 38 分)

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名
押印する。

平成 29 年 3 月 9 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長 炭 谷



監 事 高橋 忠夫

